

衣浦東部広域連合消防局音楽隊応援スポンサー募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、衣浦東部広域連合消防局音楽隊（以下「音楽隊」という。）の活動を支援する協賛者（以下「スポンサー」という。）を募集するに当たり必要な事項を定める。

(スポンサーの支援内容)

第2条 スポンサーの音楽隊への支援内容は、楽器の寄贈の他、音楽隊の活動に必要な物品の寄贈とする。

(スポンサーの特典)

第3条 衣浦東部広域連合は、スポンサーに対し、音楽隊への支援があるごとに、次の各号に示す特典を提供することができる。

- (1) スポンサーが主催するイベントにおいて、1回まで消防音楽隊が演奏
- (2) 衣浦東部広域連合公式ホームページにスポンサーのバナー広告を1年間無料で掲載
- (3) 衣浦東部広域連合公式ホームページに寄贈を受けた内容を1年間掲載
- (4) 演奏時に設置する立て看板にスポンサーのステッカー等を1年間掲載
- (5) 寄贈を受けた楽器又は楽器ケースに寄贈年月日及び寄贈者名を記載
- (6) 消防関係の週刊誌、月刊誌等に寄贈を受けた内容を投稿

(スポンサーの基準)

第4条 衣浦東部広域連合広告掲載要綱第3条の各号に該当する者はスポンサーになることができない。

(バナー広告の基準)

第5条 第3条第2号に基づいて掲載するバナー広告の内容が衣浦東部広域連合広告掲載要綱第4条の各号に該当する場合は掲載しないものとする

(スポンサーの申込み)

第6条 スポンサーになろうとする者は、別紙様式1「衣浦東部広域連合消防音楽隊スポンサー申込書」を広域連合長に提出しなければならない。

附 則

この要項は、令和2年7月31日から施行する。